

介護保険制度の改正について

介護保険事業について

1. 北栄町の人口推移と高齢化率

このグラフは各年度末の人口、また、平成 27 年度以降は過去の人口増減率をもとに作成。

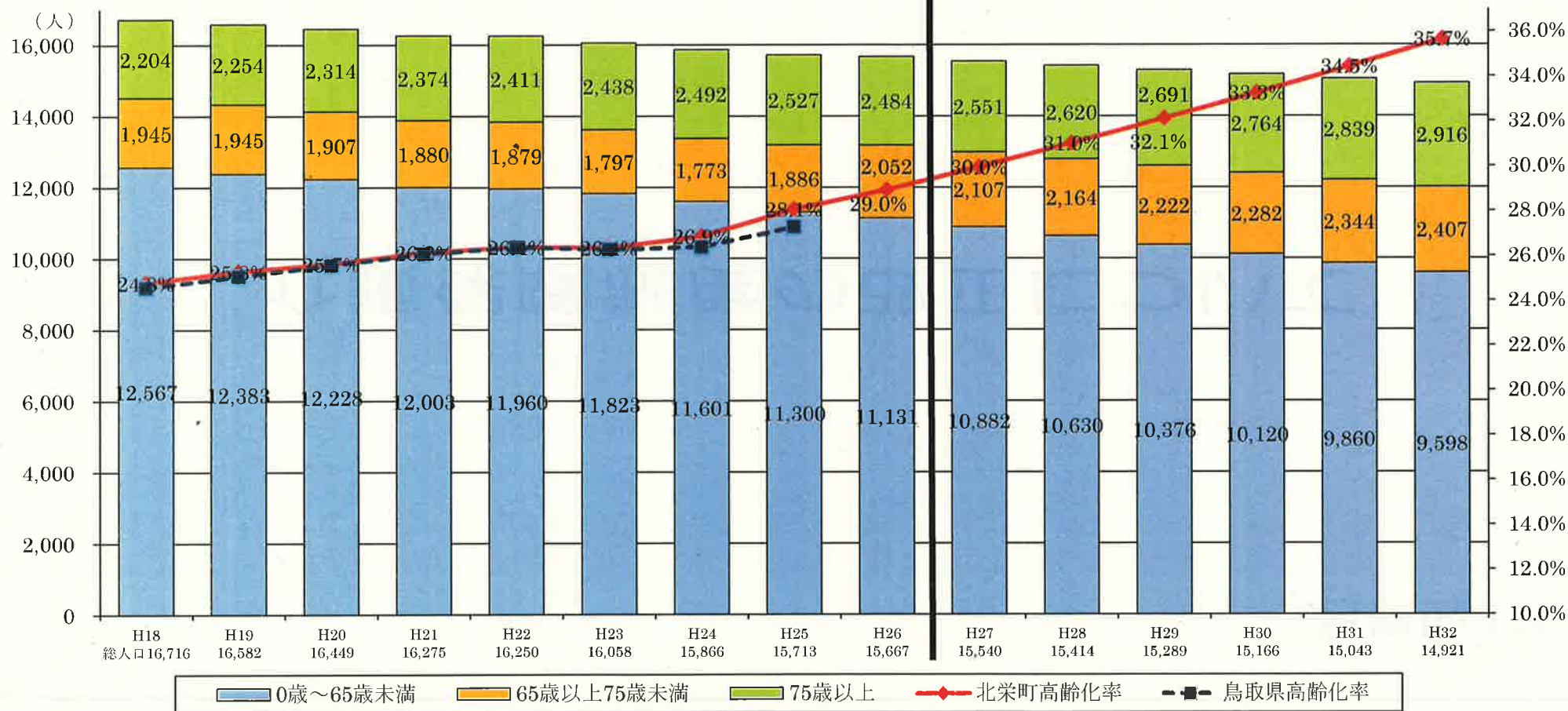
総人口は年々減少しており、特に 0～65 歳未満の者が毎年度約 1% 前後減少している。

一方、65 歳以上人口は平成 24 年度から団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）が 65 歳に達し、また今後 10 年間はさらに増加していく。これらを踏まえると、高齢化率も年々増加していく。

(北栄町の総人口と高齢化率)

⇒⇒将来の推計予測

(高齢化率)



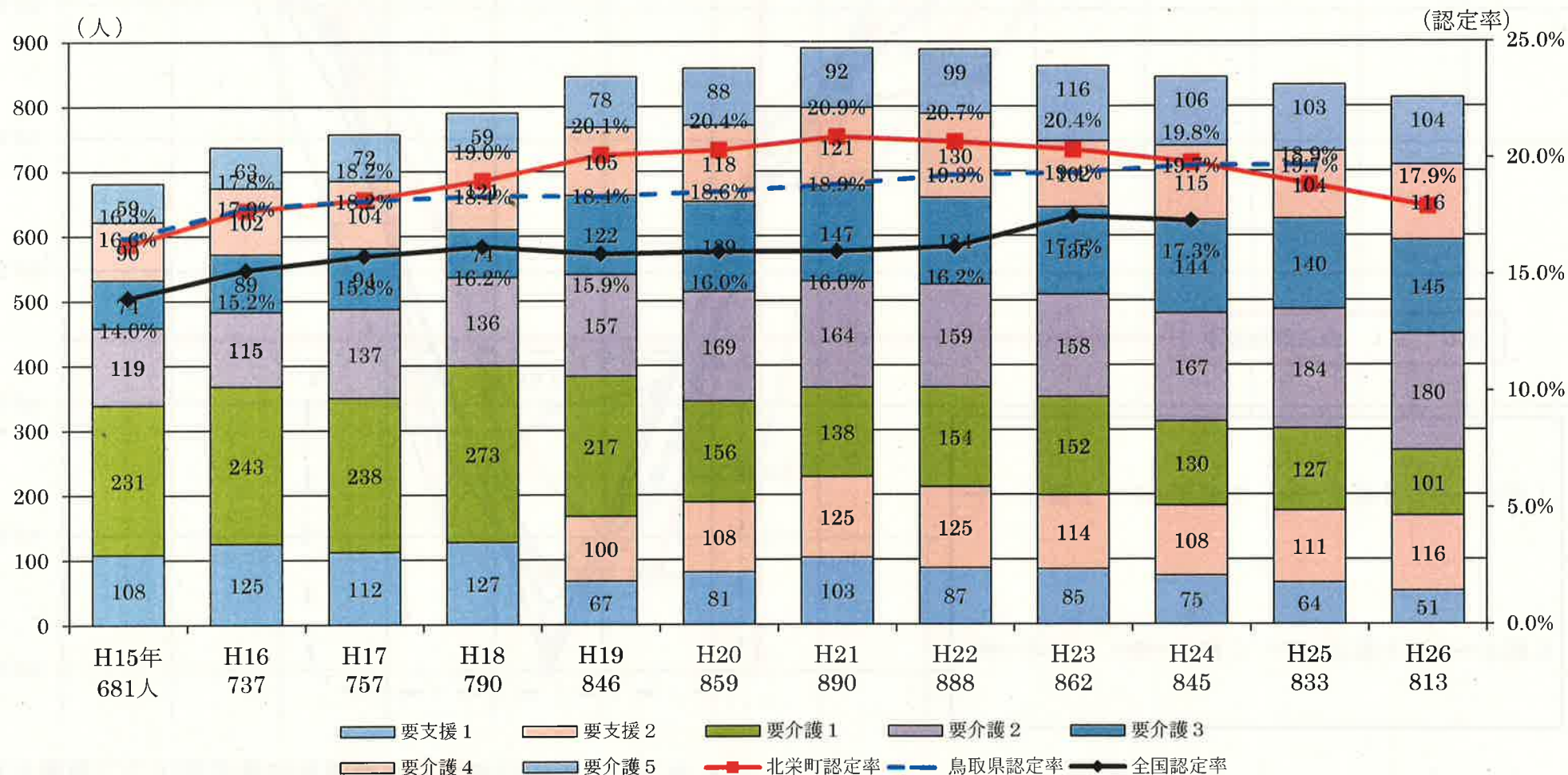
2. 要介護認定者の状況

平成21年をピークに、認定者の総数は若干減少したものの、ほぼ横ばいの状態である。

区分ごとにみると、19年以降は要支援1、要支援2、要介護1の認定者総数は減少しているが、要介護2～5の認定者総数は増加している。

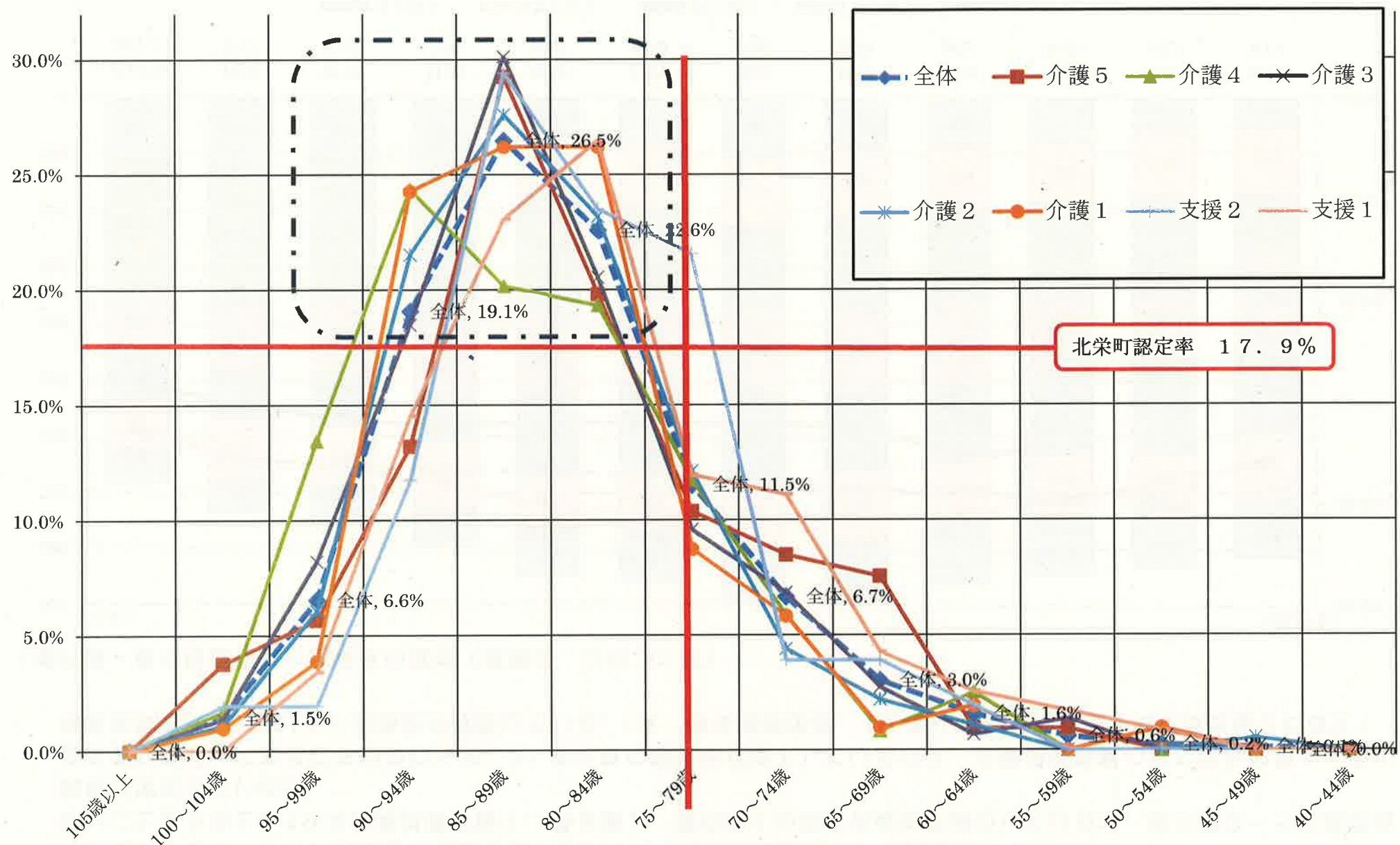
認定者が横ばいであるにもかかわらず、21年以降の認定率が低下しているのは、介護予防事業の取り組み成果と、第1号被保険者（65歳以上）の増加が要因している。（注：要支援認定は、18年4月から要支援1及び要支援2に改正）

（要介護・要支援認定者と認定率の推移（基準日：3月31日）



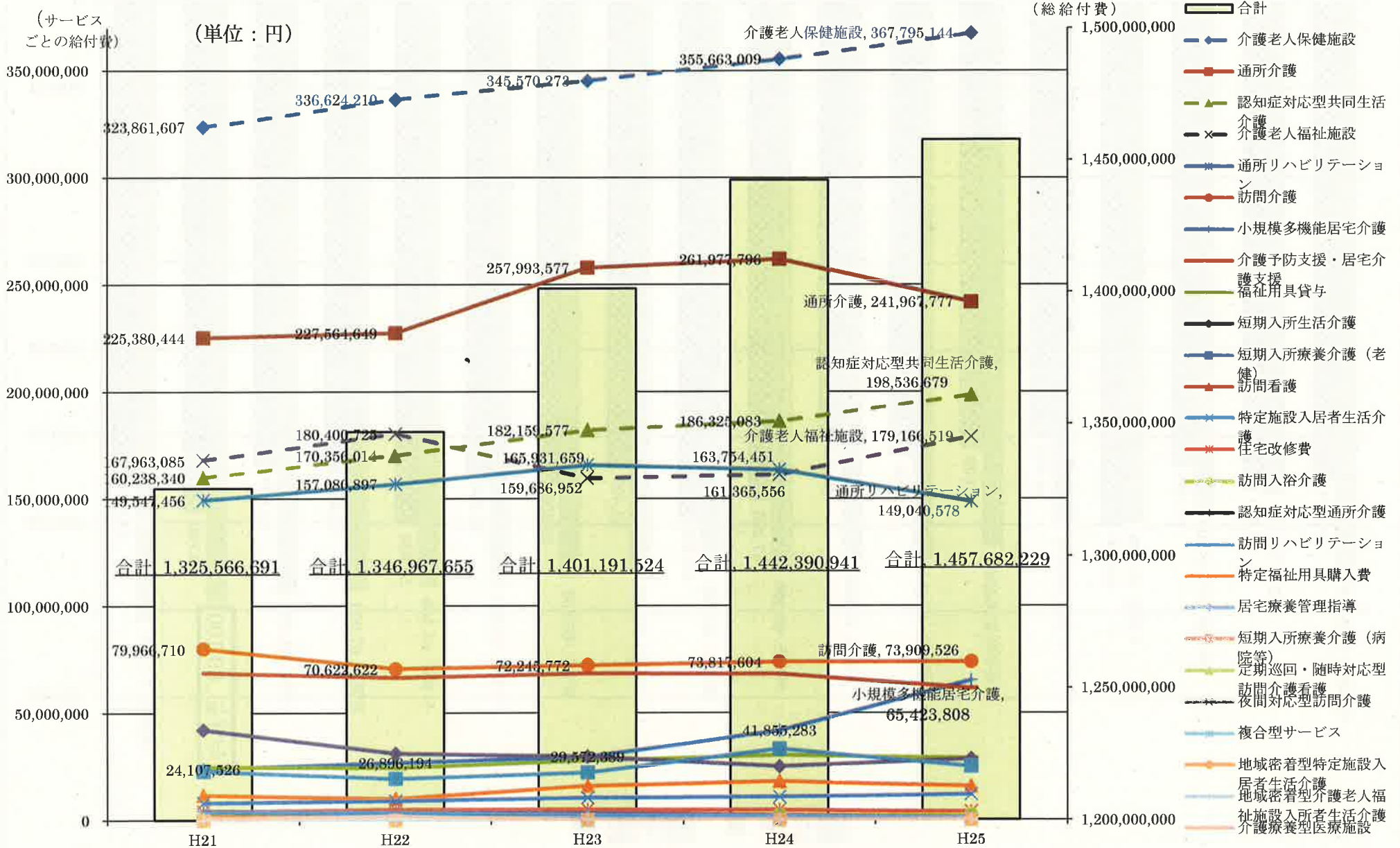
(参考)

要介護度ごとの認定者の年齢構成 (基準日:平成 26 年 3 月 31 日)



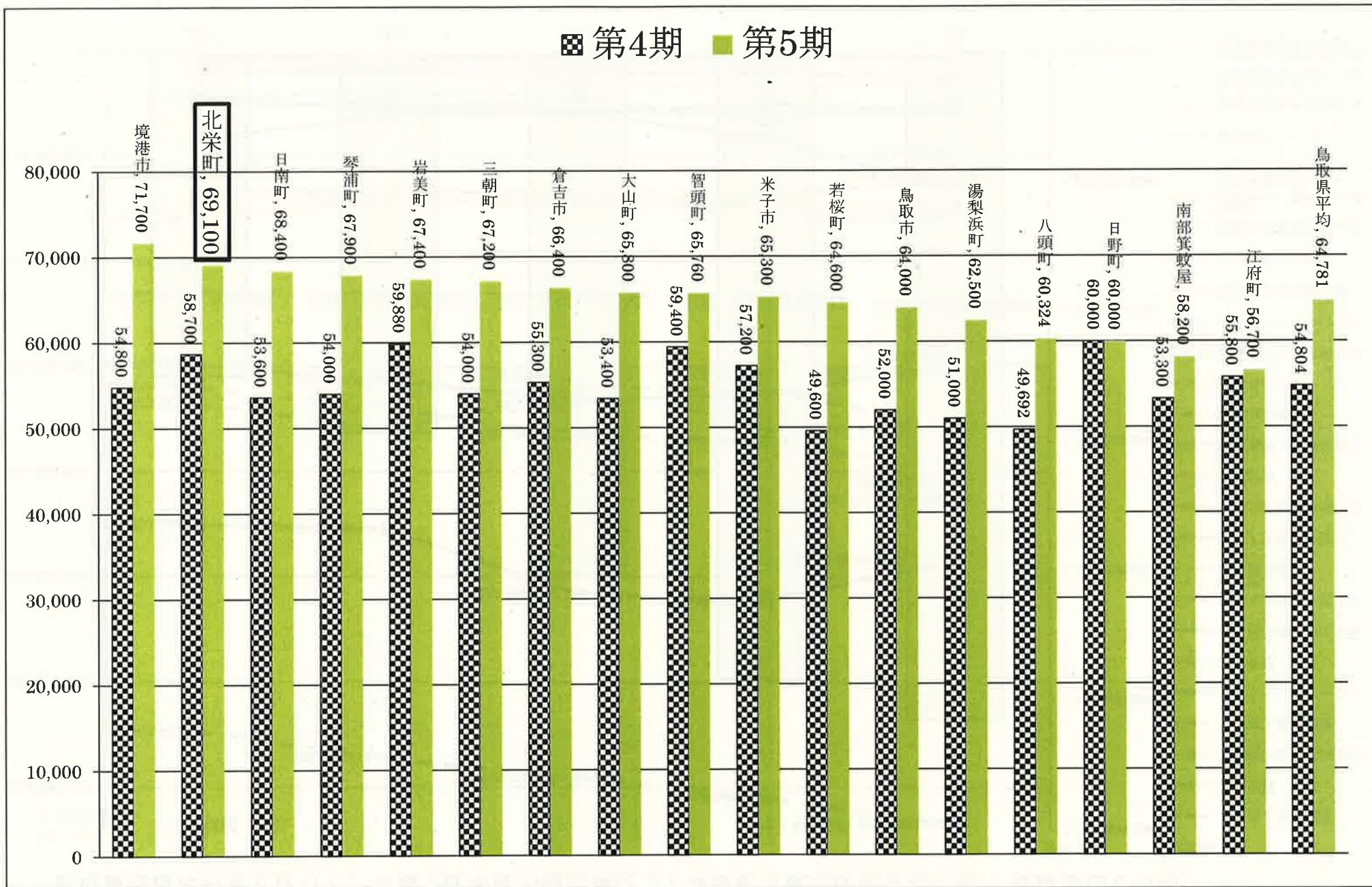
3. 介護給付費の状況

給付費は毎年右肩上がりで、平成 25 年度の給付費は 21 年度給付費と比較すると約 1 割増加している。

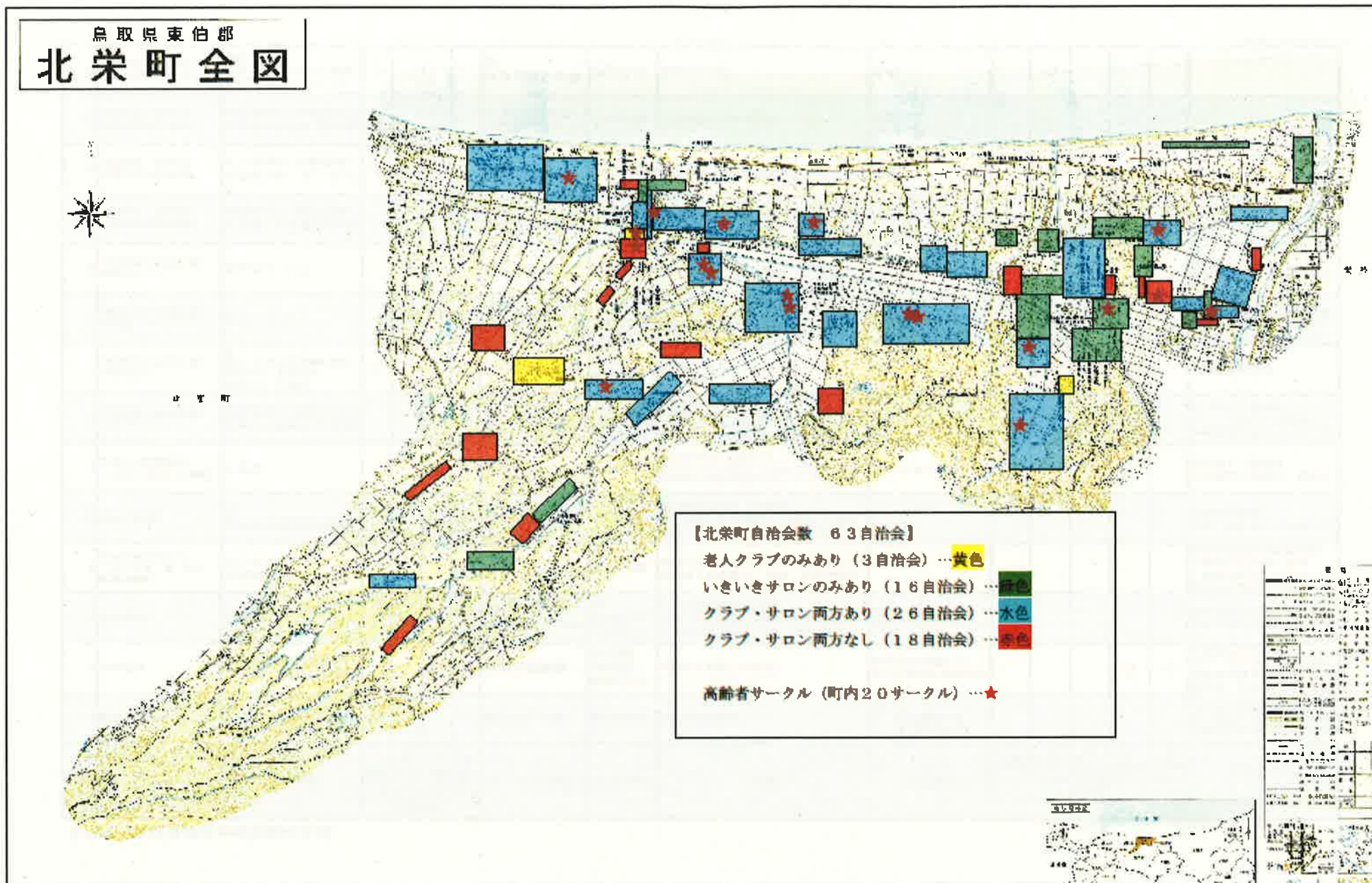


4. 第4期と第5期の介護保険料年額の推移（※下図は第5期保険料を左から高い順に表示）

（単位：円）



5. 北栄町の「老人クラブ、いきいきサロン、高齢者サークル」の活動マップ



6. 北栄町の高齢者福祉地域活動の状況（平成25年10月1日時点）

北栄町の高齢者福祉地域活動の状況

通番	区分	実施主体	事業区分				サービスの名称	対象地域	概要	利用条件	対象者					具体的には
			地域 支 援 事 業	居 宅 の 福 祉 事 業	居 住 の 福 祉 事 業	居 住 の 福 祉 事 業					対象者					
											元 氣 高 齢 者	一 次 予 防 対 象 者	二 次 予 防 対 象 者	要 支 援 者	要 介 護 者	
1	配食サービス	北栄町社会福祉協議会				○	配食サービス	町内全域	昼食弁当の配達	月～土(ふれあい型：火・金曜限定：月・水・木・土)						85歳以上の一人暮らし高齢者、障がい者、高齢者のみの世帯で調理の困難な方
2	外出援助	北栄町(北栄町社会福祉協議会に業務委託)				○	外出支援事業	町内及び倉吉市・東伯郡	自宅から病院への送迎	月～土週1回(送迎が必要な方は制限なし)				○	○	要支援・要介護認定、身体障害者手帳を所持している方で、自力で公共交通機関を利用できない方
3	外出援助	北栄町				○	地域公共交通利用券	交通の不便な自治会	交通の不便な自治会から町内の駅・バス停・公共施設・病院・店舗へのタクシー利用を助成する	月8回900円を上限にタクシー代を助成						対象自治会に居住する自動車運転できない高齢者等
4	家庭の修繕 (大工仕事、換・障子、網戸の張替えなど)	北栄町シルバー人材センター				○	シルバー人材センター	町内全域	60歳以上の会員が、掃除・剪定等家回りから専門分野まで様々な仕事を行う							会員は60歳以上の健康で働く意欲があり、センターに入会申し込みました方 仕事の依頼は全町民対象
5	見守り支援	北栄町社会福祉協議会				○	愛の輪協力員	町内全域	近所の方に愛の輪協力員となってもらい、独居・高齢者のみ・障がいのある方の世帯の見守りを行う							独居・高齢者のみ・障がいのある世帯
6	一時的な宿泊(介護施設等/介護保険外)	北栄町				○	生活管理短期宿泊事業	町内全域	社会福祉が困難な高齢者に対して一時的に介護老人ホームに入所させ、在宅生活が可能となるよう日課生活の支援を行う	概ね1ヶ月を限度						社会福祉が困難で、在宅生活が難しい高齢者
7	地域サロン (高齢者の交流の場)	北栄町(北栄町社会福祉協議会に業務委託)				○	生きがい活動支援通所事業(生きがい・デイサービス)	町内全域	閉じこもりがちな一人暮らし等高齢者がデイサービスを利用することで生きがいと社会参加を促進し、自立支援及び要支援・要介護状態になることを予防する	週1回	○	○	○			介護認定を受けていない方で、一人暮らし等で閉じこもりがちな高齢者
8	地域サロン (高齢者の交流の場)	事業主体：各自治会 協力：北栄町社会福祉協議会	○				いきいきサロン	町内各自治会	体操・レクリエーション等	なし						地域の高齢者等
9	地域サロン (高齢者の交流の場)	各サークル		○			高齢者サークル活動支援事業	町内全域	高齢者で構成される趣味活動のサークルに助成を行う	概ね週1回以上活動						65歳以上の高齢者5人以上で構成される趣味活動のサークル(うち1人以上独居等支援が必要な方を含む)
10	地域サロン (高齢者の交流の場)	各老人クラブ		○			老人クラブ	町内全域	老人クラブに補助金を交付し、会員の教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を図る							会員数10人以上の各自治会単位クラブ
11	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(北栄町社会福祉協議会に業務委託)	○				シニアフィット教室(二次予防)	町内全域	理学療法士による集団リハビリ	月4回				○		
12	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(ル・サンテリオン北栄に業務委託)	○				パワーリハビリ教室	町内全域	理学療法士による機器を使った個別リハビリ	月4回				○		
13	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(北栄町社会福祉協議会に業務委託)	○				シニアフィット教室(一次予防)	町内全域	理学療法士による集団リハビリ	月2回				○		
14	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(ル・サンテリオン北栄・セラトピアに業務委託)	○				リフレッシュ教室	町内全域	認知症の予防	月4回				○		

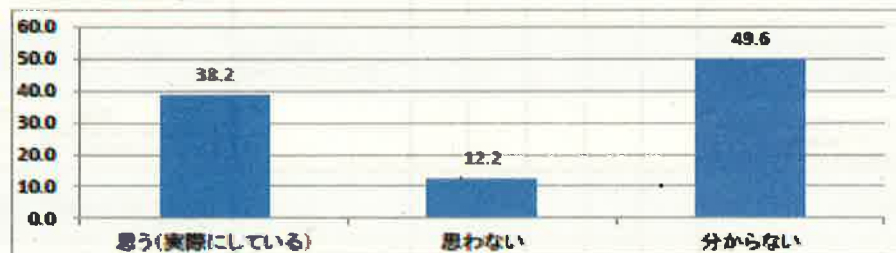
連番	区分	実施主体	事業区分				サービスの名称	対象地域	概要	利用条件	対象者					具体的には
			福祉 支援 事業	国又 は県 の補助 事業	市町 村等 の補助 事業	民間 独自の 助成					対象者					
											元気高 齢者	一次予 防対象 者	二次予 防対象 者	要支援 者	要介護 者	
15	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(北栄町社会福 祉協議会に業務委託)	○				介護予防運動指 導事業	町内全域	ニュースポーツ、介護予防体操、高校 生との交流	月2回	○					
16	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町(ル・サンテリ オン北栄に業務委託)	○				転倒予防教室	町内全域	運動・ゲーム・レクリエーションなど	月2回		○				
17	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町	○				こけないからだ 講座	町内各自 治会	運動を継続的に実施することで介護予 防をし、身体的に改善した後も身体機 能の維持を図る	週1回						地域の高齢者
18	介護予防等の教室 (運動系・講座系)	北栄町社会福祉協議 会				○	家でできるリ ハビリ教室	町内全域	柔軟体操、筋力トレーニング、転倒予 防体操、レクリエーションを実施	月2回						制限なし
19	助成金	北栄町	○				成年後見制度利 用支援事業	町内全域	成年後見人等に対する報酬を助成する							生活保護受給者またはそれ に準ずる方
20	助成金	北栄町				○	敬老行事補助金 事業	敬老行事 実施自治 会	敬老行事を実施した自治会に補助金を 交付							歳え75歳以上の高齢者を型 勢する行事を実施した自治 会
21	祝物の支給	北栄町				○	米寿・金婚慶祝 事業	町内全域	米寿を迎えた方・金婚を迎えた夫婦に 対し、8月の敬老週間にあわせ祝賀と贈 答品を贈り、労をねぎらう							米寿を迎えた方・金婚を迎 えた夫婦
22	貸付金	北栄町社会福祉協議 会				○	社会福祉資金貸 付事業	町内全域	低所得者世帯に経済的自立や生活の安 定を支援するため一時的に必要な資金 の貸付を行う	10万円まで						他から必要な資金の融通を 受ける事が困難な低所得者 世帯
23	祝物の貸付	北栄町				○	車いす貸与	町内全域	町民に短期間車いすを貸し出す	短期間						北栄町民
24	祝物の貸付	北栄町社会福祉協議 会				○	車いす貸与	町内全域	町民・自治会に1週間程度車いすを貸し 出す	1週間程度						北栄町民・自治会
25	家族介護者の交流・支 援	北栄町(北栄町社会福 祉協議会に業務委託)	○				在宅介護者慰労 事業	町内全域	在宅介護者のリフレッシュを図るため の日帰り旅行、介護保険制度の研修等 を開催	年2回						高齢者を介護している家族
26	家族介護者の交流・支 援	北栄町	○				家族介護慰労金 事業	町内全域	要介護4以上の方を介護保険サービス を利用しないで1年間在宅で介護された家 族に慰労金10万円を支給							要介護4以上の方を介護保 険サービスを利用しないで 1年間在宅で介護された家 族
27	家族介護者の交流・支 援	北栄町	○				家族介護用品支 給事業	町内全域	要介護4以上の方を在宅で介護している 同居の家族に紙おむつ等を支給	月額6,250円、年額 75,000円を上限						要介護4以上の方を在宅で 介護している同居の家族 で、住民税非課税世帯の方
28	家族介護者の交流・支 援	北栄町	○				認知症の人と家 族の集い	町内全域	認知症の人を介護する家族が集い語り 合う	月1回						認知症の人を介護する家 族、介護経験のある家族

7. 平成 26 年 4 月実施 ニーズ調査結果（一部抜粋）

平成 26 年 4 月実施 日常生活圏域ニーズ調査結果（追加設問「問 9 その他」）

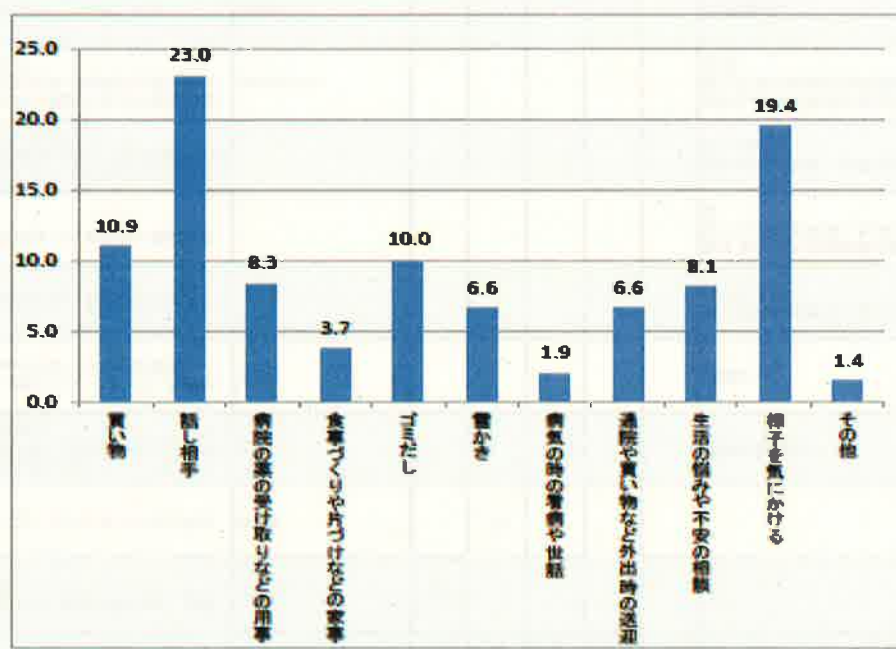
Q1 あなたは、地域の中で困っている人があった時に、手助けの活動をしてみたいと思いますか。

	回収数	%
思う（実際にしている）	709	38.2
思わない	227	12.2
分からない	922	49.6
計	1,858	100.0



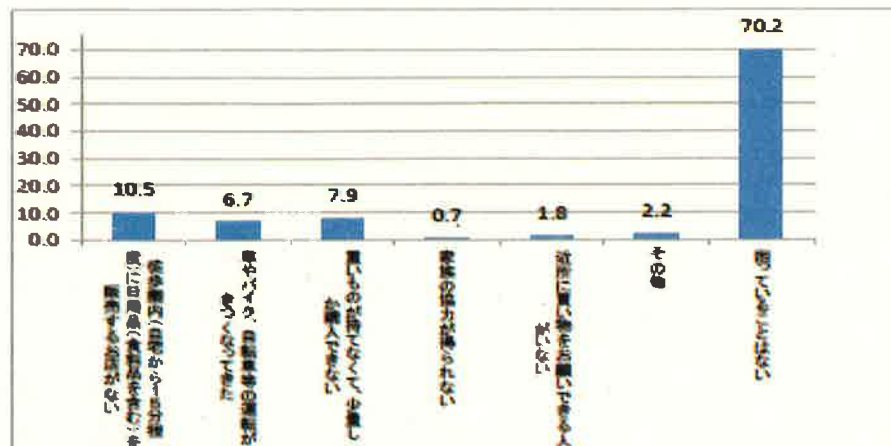
Q1-1 具体的にどのような活動ができると思いますか（いくつでも）

	回収数	%
買い物	223	10.9
話し相手	469	23.0
病院の薬の受け取りなどの用事	169	8.3
食事づくりや片づけなどの家事	76	3.7
ゴミ出し	204	10.0
雪かき	134	6.6
病気の時の看病や世話	39	1.9
通院や買い物など外出時の送迎	134	6.6
生活の悩みや不安の相談	166	8.1
様子を気にかける	396	19.4
その他	29	1.4
計	2,037	100.0



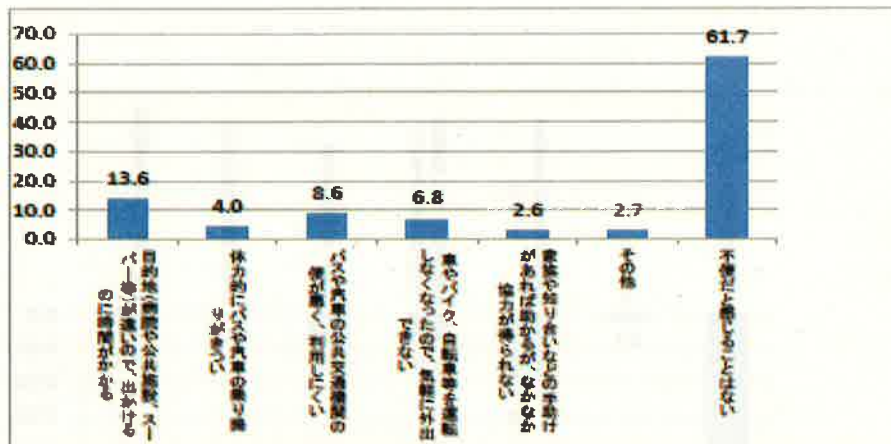
Q2 あなたが買い物で困っていることは何ですか（いくつでも）

	回収数	%
徒歩圏内（自宅から15分程度）に日用品（食料品を含む）を販売するお店がない	191	10.6
車やバイク、自転車等の運転がきつくなってきた	123	6.7
重いものが持てなくて、少量しか購入できない	145	7.9
家族の協力が得られない	12	0.7
近所に買い物をお願いできる人がいない	33	1.8
その他	40	2.2
困っていることはない	1,281	70.2
計	1,826	100.0



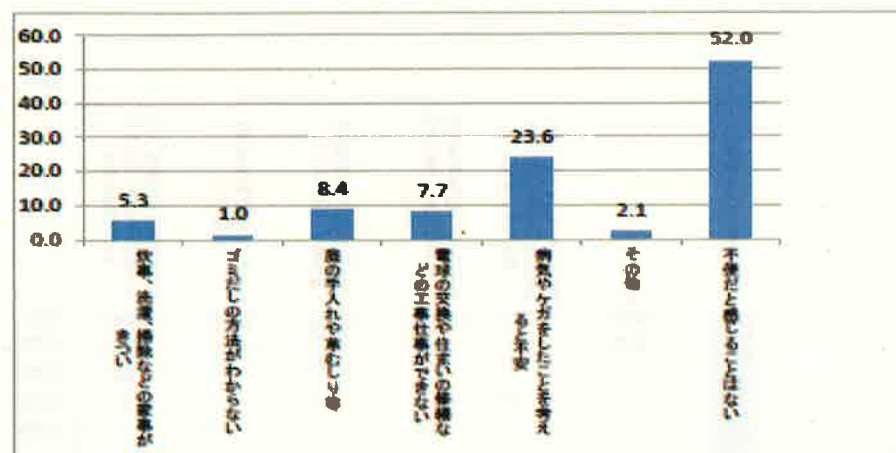
Q3 あなたが外出の際、不便だと感じることは何ですか

	回収数	%
目的地（病院や公共施設、スーパー等）が遠いので、出かけるのに時間がかかる	256	13.6
体力的にバスや汽車の乗り降りがきつい	76	4.0
バスや汽車の公共交通機関の便が悪く、利用しにくい	161	8.6
車やバイク、自転車等を運転しなくなったので、気軽に外出できない	128	6.8
家族や知り合いなどの手助けがあれば助かるが、なかなか協力が得られない	48	2.6
その他	51	2.7
不便だと感じることはない	1,161	61.7
計	1,881	100.0



Q4 その他、生活において不便だと感じることは何ですか

	回収数	%
炊事、洗濯、掃除などの家事がきつい	104	5.3
ゴミ出しの方法がわからない	19	1.0
庭の手入れや草むしり等	166	8.4
電球の交換や住まいの修繕などの工事仕事ができない	151	7.7
病気やケガをしたことを考えると不安	465	23.6
その他	41	2.1
不便だと感じることはない	1,024	52.0
計	1,969	100.0



介護保険制度の改正案の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行(～29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

- このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題